

沖縄県教育委員会公社等指導監督要領

【沿革】平成17年3月25日制定

平成20年2月19日改正

平成22年4月1日改正

平成23年4月1日改正

平成25年4月1日改正

平成26年4月1日改正

平成27年4月1日改正

令和4年7月14日改正

令和7年5月22日改正

1 目的

この要領は、法令等に特別の定めがあるもののほか、県の出資又は出えん（以下「出資等」という。）等により県行政と密接な関連を有する公社等外郭団体（以下「公社等」という。）に対する県の指導監督及び調整に必要な事項を定め、公社等の健全な運営を確保するとともに、県との適切なパートナーシップを構築し、県の行政施策の円滑かつ効率的な推進に資することを目的とする。

2 対象とする公社等

(1) この要領の対象とする公社等は、次のアからウまでの基準により選定した別表1に掲げる法人とする。ただし、地方独立行政法人は除く。

ア 県の出資等の額が法人の資本金、基本金その他これらに準ずるもの（以下「資本金等」という。）の4分の1以上である法人

イ 県の出資等の額が法人の資本金等の4分の1未満である法人のうち、沖縄県公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年沖縄県条例第45号。以下「派遣条例」という。）に基づき県が職員を派遣する法人。ただし、全国規模で活動する法人を除く。

ウ 設立の経緯等から県行政と密接な関連を有する法人

(2) (1)に定める法人のうち、県行政と特に密接な関連を有する事業を実施する法人を別表2のとおり「指定法人」として扱うものとする。

3 所管課長の責務

公社等に対する指導監督の事務を所管する課の課長（以下「所管課長」という。）は、所管する公社等に対する人的及び財政支援等に当たり、必要な検討、指導等を行うとともに、法人としての公社等の自主性を尊重しつつ、設立の趣旨に沿って公社等の業務が適正かつ効率的に運営されるよう、常に適切な指導等を行うものとする。

4 総務課長の責務

総務課長は、公社等に対する指導が統一的かつ円滑に行われるよう指導に係る事項の調整を行うものとする。

5 公社等の設立時の調整

(1) 県の出資比率が資本金等の4分の1以上で県が最大出資者となる法人の設立、県が発起人として関わる法人の設立等、県が主導的な役割を果たして公社等を設立する場合は、次に掲げる事項に留意した上で設立するものとする。

ア 法人が行おうとする事業が、県行政と密接に関わっており県民への行政サービスの向上が確実であり、又は地域の活性化に寄与することが期待され、県内の各層の業界が資本参加するものであること。

イ 法人が行おうとする事業と同種又は類似の事業を行う民間事業者が、原則として県内にないこと。

ウ 行政直営方式、公営企業方式、P F I 方式等の他の手段により提供するサービス水準、公的支援などの事業コスト等と比較し、公社等による方式がより効率的かつ効果的であること。

エ 法人が行おうとする事業を既存の公社等に行わせることが困難で、事業を行う主体として他に適切なものがないこと。

オ 法人の事業計画が具体的であり、将来の県の財政支援の範囲を含めた収支計画が整っていること。

(2) 既に設立している法人へ出資等を行う場合も(1)に準じて検討を行うものとする。

6 代表役員等への就任の制限

(1) 公社等の自立化を促進するため、県の知事及び副知事（以下「知事等」という。）は、次に掲げる場合を除き、公社等の代表役員に就任しないものとする。

ア 県民運動を推進する上で、その象徴的な存在として知事等が代表となる必要があると認められる場合

イ 理事の大多数を市町村長が占めるなど公社等の実施事業が市町村行政と密接に関連しているとともに、県行政とも高い関連性を有しており、県及び市町村行政との整合性等を図る観点から知事等が代表となる必要があると認められる場合

ウ 公社等の基本財産等が県民から付託された多額の県有財産であることから、当該県有財産を適正かつ効率的に運用し、公益事業を実施していく観点から、知事等が代表となる必要があると認められる場合

(2) 所管課長は、前項各号のいずれかに該当するものとして知事等に公社等の代表役員への就任の承諾（再任を含む。）を求めようとする場合は、あらかじめ、県の総務統括監に合議するものとする。

(3) 県の一般職の職員（以下「県職員」という。）は、派遣条例に基づき公社等へ派遣される場合を除いて、公社等の代表役員に就任しないものとする。

(4) 公社等の健全な経営に資するため、知事等及び県職員は、公社等の監事又は監査役に就任しないものとする。

7 公社等への県職員の派遣

県職員の公社等への派遣は、派遣条例に基づき行うものであるが、当該派遣職員が公社等の役員に就任することは、公社等の経営に密接に関わるることとなることから、公社等の役員就任が見込まれる者を派遣する場合は、原則として当該公社等に他の常勤役員が不在で、当該派遣がなければ県の施策の推進に支障が生じる恐れがある法人である場合に限り行うものとする。

8 県退職者の役員就任

(1) 県退職者（派遣条例に基づき退職派遣された者は除く。）が公社等の常勤役員に就任するに当たっては、次に掲げる事項を公社等に求めるものとする。この場合、当該公社等における県の財政支援の有無、他の常勤役員との均衡等を考慮して要請を行うものとする。

ア 報酬等は、別に定める報酬等の基準の範囲内とすること。

イ 退職金、功労金その他これに類するものは支給しないこと。

ウ 任期は、2期以内とすること。

- (2) 指定法人に対しては、県退職者以外の役員（県派遣職員を除く。）にも(1)のアからウまでに掲げる事項を適用するよう求めるものとする。
- (3) 県の課長級以上の職で退職した県退職者が公社等の常勤役員として就任している場合、県は当該退職者の氏名、年齢、県退職時の役職名等の内容を公表するものとする。
- (4) (3)に定める公表の具体的内容及び手続については、別に定める。

9 公社等に対する財政支援

- (1) 公社等に対する財政支援については、公社等外郭団体の財政支援等に関する指針に示す事項に留意した上で行うものとする。
- (2) 公社等のうち一般社団法人及び一般財団法人並びに特別法に基づく法人（以下「法人法等の公社等」という。）の役員に係る経費に対する財政支援は、次に掲げる事項に留意した上で行うものとする。
 - ア 常勤役員の報酬等に対する支援は、1法人につき1人に限り行うことができるものとする。
 - イ 常勤役員が県派遣職員以外の者である場合の報酬等に対する財政支援は、県退職者の報酬水準を限度として行うことができるものとする。
 - ウ 役員の退職に係る経費（退職金、退職積立金等）については、支援しないものとする。
- (3) 所管課長は、(2)の事項により難い特別の事情があると認めるときは、総務課長に協議するものとする。
- (4) 会社法法人（会社法（平成17年法律第86号）の規定により設立された法人をいう。以下同じ。）の管理運営費に対する財政支援は、行わないものとする。

10 公社等への支援内容等の公表

行政の公正性を確保し及び透明性を高め、開かれた県政の実現を図るとともに、公社等に対する県の支援に関する県民の理解を深めるため、県は次に掲げる公社等の情報を公表するものとする。

- ア 法人名称、主な業務内容並びに上位5者の出資者名及びそれぞれの出資等の額
- イ 役員氏名（県の派遣職員又は県退職者の場合は、派遣される日に在職していた県の組織名又は退職時の役職名）
- ウ 貸借対照表、収支（損益）計算書等の財務諸表
- エ 過去3事業年度分の県の補助、貸付、出資、委託等の内容及び支援額並びに年度末現在の県の債務補償額及び損失補償額
- オ 県の派遣職員数及び当該派遣職員の従事する業務
- カ 公社等の中長期計画（計画期間は概ね3年以上とする。）
- キ 公社等が県と委託契約をした場合の随意契約の状況（契約金額、理由等）
- ク 公社等が行う県民サービスの業務内容

11 組織及び人事管理

- (1) 所管課長は、公社等の自立化及び経営責任の所在等の明確化のため、公社等に対し次のとおり指導するものとする。
 - ア 知事等及び県職員が法人の役員（監事又は監査役は除く。）として就任する場合は、知事等及び県職員の数が公社等の役員現在数の3分の1以内とすること。
 - イ 理事会等への代理出席又は委任出席が多い場合は、役員数及び構成等の見直しに努めること。
 - ウ 経営ノウハウ等を有する人材を民間から登用することを推進すること。
- (2) 所管課長は、公社等に対し経営環境の変化に柔軟に対応する組織体制の確立及び職員数の適正

管理等を図るよう次のとおり指導するものとする。

ア 管理職層を肥大化することなく、簡素で効率的な組織の構築に努めること。

イ 職員採用に当たっては、公正性及び透明性を確保するため、原則として公募により行うこと。

ウ 指定法人については、職員の新規採用を極力抑制することとし、職員の再配置や業務分担の見直し、他の公社等との人事交流や人材派遣業との長期契約など適切な代替手段で対応すること。ただし、これにより難しい場合は、中長期的な事業計画に基づく職員数の適正化計画を策定し、将来の必要人員数を明らかにしたうえで必要最低限の人数を採用すること。

(3) 所管課長は、公社等に対し役職員の報酬、給料及び手当等が、公社等の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準との均衡を考慮したものとなるよう指導するものとする。

12 法人法等の公社等における資産管理及び会計経理

(1) 現金、預金等の資産の管理について、所管課長は次のとおり指導するものとする。

ア 資産の管理にあたっては、安全性及び確実性を最重要視するとともに、効率的な運用にも配慮すること。

イ 預入金融機関の経営状況の情報収集、分析等を適宜行い、財産管理に十分配慮すること。

(2) 資金の借入については、確実な返済計画を策定するとともに、低利資金の確保等金利負担の軽減を図るよう指導するものとする。

(3) 会計経理については、公益法人会計基準（平成21年10月16日 内閣府公益認定等委員会）に基づき会計処理の適正を期すよう指導するほか、事業計画に基づく適正な統制の下に行うよう次のとおり指導するものとする。

ア 経理の適正化を図るため、複数の職員によるチェック体制を確立すること。

イ 飲食等に係る経費の支出に当たっては、運用基準を策定するとともに、支出の目的、内容等を精査のうえ必要最小限にとどめること。

ウ 工事の発注その他の契約事項については、費用縮減が図れるよう入札等の競争性を有する方法によることとし、厳正かつ適正に行うこと。

13 公社等の経営評価

所管課長は、公社等の経営状況について、公社等自らが評価するよう指導するものとする。

14 公社等の役割の検証（パートナーシップの再構築）

所管課長は、行政目的を達成又は補完する公社等の役割、組織体制、あり方を随時検証するものとする。

15 情報公開

所管課長は、公社等自らが事業内容、経営状況及び毎事業年度の事業計画を積極的に公開するよう指導するものとする。

16 協議報告事項

(1) 所管課長は、次に掲げる事項について、指定法人に対して事前に協議又は報告をさせるものとする。

ア 協議を要する事項

(ア) 定款又は寄附行為及び業務方法書の変更

(イ) 給与規程その他職員の勤務条件に関する諸規程の制定又は改廃

(ウ) 組織（職制を含む。）の改廃

- (エ) 常勤役員の選任及び報酬の決定
- (オ) 職員の採用
- (カ) その他総務課長が必要と認める事項
- イ 報告を要する事項
 - (ア) 予算の編成及び事業計画の樹立とその変更
- (2) 所管課長は、(1)のアの事項(イ)、(エ)及び(カ)に掲げる事項については、常勤職員に係るものに限る。)については、総務課長に合議するものとする。ただし、軽微な変更についてはこの限りではないものとする。

17 資料の提出等

所管課長及び総務課長は、必要があると認めるときは、公社等の協力を得て公社等から資料等の提出を受けるものとする。また、指定法人については、関係法令に基づき必要に応じて県の職員に実地調査を行わせるものとする。

18 その他の団体に対する指導

所管課長は、2に定める公社等以外の法人で県が出資等を行っているものに対しても、この要領に準じて適切な指導等を行うものとする。

別表 1（公社等外郭団体）

設立の経緯等から県行政と密接な関連を有する法人
公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団

別表 2（指定法人）

公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団

県退職者の公社等における役員報酬等の基準

- 1 公社等指導監督要領の8(1)アに規定する常勤役員報酬等の基準は、別表のとおりとする。
- 2 報酬は公社等の規模に応じて設定するもので、公社等における役職及び県在職時の役職に影響されないものとする。
- 3 別表の報酬及び賞与の支給割合は、県の再任用職員に適用される額等を参考に見直しを図るものとする。

別表

公社等の種類 ※	報酬 (月 額)	期末手当 (賞与)	
		加算割合	支給割合(年間)
大規模な公社等	44万円以内	100分の20以内	1.35月以内
その他の公社等	39万円以内	100分の20以内	1.35月以内

※ 表中「大規模な公社等」とは、基本金等の額が10億円以上で職員数が10人以上の公社等又は基本金等の多少にかかわらず職員数が100人を超える公社等をいい、「その他の公社等」とは、大規模な公社等以外の公社等をいう。